

議案第4号

障害者自立支援法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

障害者自立支援法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定する。

平成25年2月25日提出

新居浜市長 石川 勝行

障害者自立支援法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(新居浜市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第1条 新居浜市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年条例第27号)の一部を次のように改正する。

第10条の2第2号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める。

(新居浜市立障害者支援施設設置及び管理条例の一部改正)

第2条 新居浜市立障害者支援施設設置及び管理条例(平成24年条例第15号)の一部を次のように改正する。

本則(第1条を除く。)中「自立支援法」を「総合支援法」に改める。

第1条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「自立支援法」を「総合支援法」に改める。

(新居浜市障害者自立支援法施行条例の一部改正)

第 3 条 新居浜市障害者自立支援法施行条例（平成 18 年条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

新居浜市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例
第 1 条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第 2 条中「新居浜市障害程度区分認定審査会」を「新居浜市障害支援区分認定審査会」に改める。

（新居浜市消防団員等公務災害補償条例の一部改正）

第 4 条 新居浜市消防団員等公務災害補償条例（昭和 41 年条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条の 2 第 1 項第 2 号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「第 5 条第 1 2 項」を「第 5 条第 1 1 項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条中新居浜市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第 10 条の 2 第 2 号の改正規定（「第 5 条第 1 2 項」を「第 5 条第 1 1 項」に改める部分に限る。）、第 3 条中新居浜市障害者自立支援法施行条例第 2 条の改正規定及び第 4 条中新居浜市消防団員等公務災害補償条例第 9 条の 2 第 1 項第 2 号の改正規定（「第 5 条第 1 2 項」を「第 5 条第 1 1 項」に改める部分に限る。）並びに次項の規定は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 前項ただし書に規定する規定の施行の際現に存する第 3 条の規定による改正前の新居浜市障害者自立支援法施行条例第 2 条に規定する新居浜市障害程度区分認定審査会は、前項ただし書に規定する規定の施行の日において、第 3 条の規定による改正後の新居浜市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例第 2 条に規定する新居浜市障害支援区分認定審査会となり、同一性をもって存続するもの

とする。

提案理由

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行による障害者自立支援法の一部改正に伴い、法律の題名が改められたこと等による所要の条文整備を行うため、本案を提出する。